

令和 7 年 第 12 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 7 年 7 月 2 日

議 題

1 議題

- 議案第53号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第54号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第55号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 議案第56号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第57号 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について
- 議案第58号 参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 議案第59号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第60号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第61号 参議院議員通常選挙における投票所の指定について
- 議案第62号 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第63号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第64号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

議案第65号 参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第66号 参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

議案第67号 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

2 その他

次回開催について

開催日時 令和7年7月3日（木） 18時00分～

開催場所 博多区役所8階 応接室

議案第53号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数
1,083人

内 訳	
死亡者	130人
市外へ転出後4箇月を経過した者	953人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和7年7月2日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹消者数調

令和7年7月2日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹消者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	2	2	15	9	24	0	0	0	15	11	26
2	奈良屋	2	1	3	24	28	52	0	0	0	26	29	55
3	御供所	0	0	0	6	8	14	0	0	0	6	8	14
4	大浜	0	0	0	20	30	50	0	0	0	20	30	50
5	千代第一	3	2	5	27	23	50	0	0	0	30	25	55
6	千代第二	2	1	3	10	12	22	0	0	0	12	13	25
7	吉塚	2	5	7	39	20	59	0	0	0	41	25	66
8	東吉塚	5	3	8	20	20	40	0	0	0	25	23	48
9	堅粕	0	1	1	32	28	60	0	0	0	32	29	61
10	東光	4	2	6	37	29	66	0	0	0	41	31	72
11	席田	0	3	3	14	6	20	0	0	0	14	9	23
12	月隈	4	7	11	15	9	24	0	0	0	19	16	35
13	東月隈	7	0	7	8	4	12	0	0	0	15	4	19
14	住吉	4	4	8	24	26	50	0	0	0	28	30	58
15	美野島第一	2	0	2	14	13	27	0	0	0	16	13	29
16	美野島第二	0	2	2	9	17	26	0	0	0	9	19	28
17	東住吉	3	4	7	37	32	69	0	0	0	40	36	76
18	春住	1	4	5	31	40	71	0	0	0	32	44	76
19	那珂第一	0	2	2	7	10	17	0	0	0	7	12	19
20	那珂第二	2	1	3	17	19	36	0	0	0	19	20	39
21	那珂第三	2	3	5	8	9	17	0	0	0	10	12	22
22	弥生	3	0	3	6	3	9	0	0	0	9	3	12
23	板付北	2	2	4	4	3	7	0	0	0	6	5	11
24	諸岡	1	2	3	5	3	8	0	0	0	6	5	11
25	板付	4	2	6	5	4	9	0	0	0	9	6	15
26	麦野	2	5	7	16	11	27	0	0	0	18	16	34
27	三筑北	1	1	2	6	8	14	0	0	0	7	9	16
28	三筑南	0	3	3	6	8	14	0	0	0	6	11	17
29	那珂南第一	5	4	9	19	14	33	0	0	0	24	18	42
30	那珂南第二	2	1	3	14	12	26	0	0	0	16	13	29
計		63	67	130	495	458	953	0	0	0	558	525	1,083

議案第54号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年7月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
3,678人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和7年7月2日

(根拠)

- ・公職選挙法第22条第3項の規定による。

議案第55号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
4人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和7年7月2日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

議案第56号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

<博多区の議案>

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区役所1階多目的スペース	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
福岡市博多区南本町二丁目3番1号 さざんびあ博多1階市民ロビー	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで
福岡市博多区那珂六丁目23番1号 ららぽーと福岡2階フラワーパークエントランス前	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで

(根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第57号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙において、博多区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
福岡市博多区役所1階多目的スペース

(根拠)

- ・公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。
- ・公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

議案第58号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 開く時刻の変更を行う期日前投票所及び当該時刻
さざんびあ博多1階市民ロビー 午前10時

- 2 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
ららぽーと福岡2階フラワーパークエントランス前	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

- 3 変更理由

さざんびあ博多1階市民ロビー、ららぽーと福岡2階フラワーパークエントランス前及び福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、博多区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

議案第59号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

議案第60号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

議案第61号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

(根拠)

- ・公職選挙法第39条の規定による。
- ・公職選挙法第41条第1項の規定による。

投票所一覧表

投 票 区	投 票 所
冷泉	福岡市博多区上川端町 6 番25号 冷泉公民館
奈良屋	福岡市博多区奈良屋町 1 番38号 博多小学校会議室
御供所	福岡市博多区上呉服町 2 番27号 御供所公民館
大浜	福岡市博多区下呉服町10番15号 大浜公民館
千代第一	福岡市博多区千代一丁目20番11号 千代公民館
千代第二	福岡市博多区千代四丁目17番47号 千代中学校技術室
吉塚	福岡市博多区吉塚二丁目21番54号 吉塚小学校講堂兼体育館
東吉塚	福岡市博多区吉塚六丁目 8 番11号 東吉塚小学校講堂兼体育館
堅粕	福岡市博多区博多駅東一丁目 8 番 2 号 堅粕公民館
東光	福岡市博多区東比恵二丁目21番 1 号 東光小学校講堂兼体育館
席田	福岡市博多区空港前四丁目17番 1 号 席田小学校講堂兼体育館
月隈	福岡市博多区月隈三丁目30番 1 号 月隈小学校講堂兼体育館
東月隈	福岡市博多区東月隈四丁目17番 1 号 東月隈小学校講堂兼体育館
住吉	福岡市博多区住吉四丁目18番 1 号 旧住吉小学校講堂兼体育館
美野島第一	福岡市博多区美野島二丁目 6 番11号 美野島公民館
美野島第二	福岡市博多区美野島三丁目22番 7 号 住吉小・中学校武道場
東住吉	福岡市博多区博多駅南二丁目 6 番 1 号 東住吉小学校講堂兼体育館
春住	福岡市博多区多駅南五丁目 3 番 1 号 春住小学校講堂兼体育館 1 階会議室
那珂第一	福岡市博多区那珂三丁目10番 1 号 那珂小学校講堂兼体育館 1 階多目的室
那珂第二	福岡市博多区東光寺町一丁目14番15号 東光寺公民館
那珂第三	福岡市博多区那珂二丁目18番 1 号 那珂中学校講堂兼体育館
弥生	福岡市博多区諸岡一丁目18番11号 弥生会館
板付北	福岡市博多区板付二丁目 2 番20号 板付北小学校講堂兼体育館
諸岡	福岡市博多区諸岡一丁目25番30号 諸岡町会館
板付	福岡市博多区麦野二丁目 3 番 1 号 板付小学校講堂兼体育館
麦野	福岡市博多区麦野五丁目17番11号 麦野水利組合集会所
三筑北	福岡市博多区諸岡四丁目14番14号 池田会館

三筑南	福岡市博多区三筑二丁目 9 番 4 号 三筑公民館
那珂南第一	福岡市博多区元町三丁目 1 番 1 号 那珂南小学校講堂兼体育館
那珂南第二	福岡市博多区光丘町一丁目 2 番 1 号 那珂南会館

議案第62号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 場所 福岡市博多区山王1丁目9番5号
福岡市立博多体育館
- 2 日時 令和7年7月20日 午後9時15分から

(根拠)

- ・公職選挙法第63条の規定による。
- ・公職選挙法第64条の規定による。

議案第63号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、博多区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 場所 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
福岡市博多区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年7月17日 午後6時から

(根拠)

- ・公職選挙法第62条第6項の規定による。

議案第64号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、博多区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第65号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会

委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第66号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

議案第67号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における博多区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・公職選挙法第61条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令第67条第1項及び第8項の規定による。
- ・公職選挙法施行令第68条の規定による。